

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

福島市業務改革（BPR）支援業務受注者を選定するため、下記により企画提案書の提出を招請します。

令和4年 6月 7日

福島市長 木 幡 浩

1 プロポーザルの名称

福島市業務改革（BPR）支援業務事業者選定プロポーザル

2 プロポーザルの概要

(1) 目的

福島市では、新型コロナ対策を最優先課題としながら、人口減少の流れを変えるため、「安全安心」「子育て・教育」「仕事づくり」「賑わい・文化」と、これら全てに関わる「デジタル改革」に特に重点を置いて、あらゆる分野でオンラインファーストを強力に推し進め、自治体経営のDXを推進していくこととしている。

本業務では、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン申請の他、行政手続きのオンライン化など、業務のデジタル化の推進に係る棚卸作業や課題の洗い出し、分析調査を専門的な知識を有する民間業者の支援を受けて行うことで、業務の最適化を着実かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 業務内容

「福島市業務改革（BPR）支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 概算事業費

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※概算事業費は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すものであり、この金額を超えて提案することはできない。

3 担当部局

（業務発注課）

福島市政策調整部デジタル改革室デジタル推進課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL024-572-3943

(質疑・提案書等提出先)
福島市財務部契約検査課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
TEL024-525-3705
FAX024-536-1876

4 参加資格要件

福島市業務改革（BPR）支援業務事業者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当し、福島市の参加資格審査において、その資格を認められたものとする。

- (1) 福島市の令和4年度業務委託有資格者名簿「企画制作等業務」に登録されている者であること。
- (2) 申請者は、全国の市区町村において、同種又は類似業務の受注実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書の提出時において福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

5 参加表明に関する説明書（企画提案書作成要領等）の交付期間並びに交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和4年6月7日（火）から令和4年6月14日（火）まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）

財務部契約検査課での交付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 交付場所

福島市財務部契約検査課契約係または福島市ホームページ

(3) 交付方法

企画提案書作成要領及び関係資料を1者に1部交付する。

福島市ホームページからのダウンロードも可能とする。

6 参加表明書の提出日並びに提出場所及び提出方法

(1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル方式等参加表明書（様式1）
- ②会社概要（様式1-2）
- ③事業所の資格要件（様式1-3）
- ④同種業務実績調書（様式1-4）

(2) 提出期間

令和4年6月7日（火）から令和4年6月21日（火）まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 提出場所

福島市財務部契約検査課契約係

(4) 提出方法

期間内に財務部契約検査課契約係に持参すること。郵送等による提出は認めない。

(5) 提出部数

各1部

7 参加表明に伴う質問書の提出期間並びに提出場所および提出方法

(1) 提出期間

令和4年6月7日（火）から令和4年6月14日（火）まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出場所

福島市財務部契約検査課契約係

(3) 提出方法

説明書等に関して質問がある場合は、参加表明に関する質問書（様式1-5）を作成しFAXにより質問すること。

なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

《FAX：024-536-1876》

(4) 回答方法

令和4年6月17日（金）までに福島市ホームページにて、回答を掲載する。

8 参加資格の審査及び結果の通知

参加表明書の審査は、競争入札参加資格審査委員会が行う。

参加表明書を「4 参加資格要件」により審査し、その結果を令和4年6月27日（月）に通知する。

参加資格を認定したすべての参加表明者に対して、公募型プロポーザル方式等参加資格確認通知書（様式2）及び企画提案書等提出要請書（様式3）により企画提案書の提出を要請する。

9 企画提案書の提出日並びに提出場所及び提出方法

(1) 提出書類

- ①企画提案書（様式1-6）
- ②企画提案説明書（様式1-7）
- ③配置予定技術者経歴書（様式1-8）
- ④見積書（様式1-9）

(2) 提出期間

令和4年7月13日（水）の1日間のみ

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 提出場所

福島市財務部契約検査課契約係

(4) 提出方法

提出期間内に財務部契約検査課契約係に持参すること。郵送等による提出は認めない。また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出部数

各1部 ただし、企画提案説明書は20部とする。

10 企画提案書作成に伴う質問書の提出期間並びに提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和4年6月27日（月）から令和4年7月5日（火）まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出場所

福島市財務部契約検査課契約係

(3) 提出方法

企画提案書の作成に関して質問がある場合は、質問書（様式1-10）を作成し、FAXにより質問すること。

なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

《FAX024-536-1876》

(4) 回答方法

令和4年7月8日（金）までに福島市ホームページにて、回答を掲載する。

11 企画提案書の審査方法

(1) 審査方法

審査は 福島市業務改革（BPR）支援業務事業者選定審査委員会が行い、企画提案提出者の本事業に対する理解度や取組み意欲などについて評価基準に基づき評価を行い、最優秀者及び次点者を選定する。なお、一次審査及び二次審査（ヒアリング含む。）において事業者名は伏せて審査を行うものとする。

(2) 一次審査

福島市業務改革（BPR）支援業務事業者選定審査委員会で、企画提案書を書類審査し、二次審査要請者として3者程度を選定し、その結果を郵送する。

(3) 二次審査

二次審査要請者に対して以下によりプレゼンテーションを実施し審査する。

ア 提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員会が審査する。

イ プレゼンテーションの時間を15分、質疑の時間を15分とする。

ウ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。

エ プレゼンテーションは、既提出の企画提案書を用いることとし、追加資料は使用しないものとする。

オ プレゼンテーションの日時等は、参加資格要件審査通過者に対し、審査結果とともに通知する。

(4) 評価基準

評価基準は、「福島市BPR（業務改革）支援業務事業者選定プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(5) 審査委員

①政策調整部長

②情報政策監

③総務部長

④こども未来部長

1.2 費用負担（費用負担に関する事項）

参加表明書及び企画提案書の作成、プレゼンテーション参加に係る費用は提出者の負担とする。

1.3 選定後の業務内容

福島市は、最優秀となった者と福島市業務改革（BPR）支援業務委託の契約交渉を行う。

ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は次点者との交渉を行うものとする。

(1) 業務名

福島市業務改革（BPR）支援業務委託

(2) 履行期間

契約日から 令和5年3月31日

(3) 業務内容

① 業務改革（BPR）研修の実施

ア 研修内容 各所属の職員自らが業務効率化のために業務の見える化、業務分析と改善策の検討、改善計画の立案等のBPRに主体的に取り組むスキルを習得するためワークショップ形式の研修

を実施。

- イ 研修時間 4時間程度／回
- ウ 対象者 20人程度／回
- エ 実施回数 2回程度

② 個別業務に対するコンサルティング業務

ア 対象業務の選定

2課程度（各課1業務程度）を対象とする。

- イ 業務の可視化、現状把握
- ウ 課題の洗い出し
- エ 業務解決策の提案

(4) 業務報告書等の作成

仕様書「6 成果品」に示す各業務報告書等を作成する。

(5) 業務遂行に必要な資料等

受注者は、本業務の遂行に当たり必要と判断した資料等について、福島市に対し提供を要請することができる。福島市は、受注者から要請のあった資料等について、可能なものを受注者に提供することとする。

1.4 その他の事項

- (1) 契約保証金：免除
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) プロポーザルの審査委員会の審査委員が関係する設計事務所及び研究室に所属する者は参加できない。
- (5) プロポーザル関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。
- (6) 企画提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (7) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。ただし、最優秀者の企画提案書に限り公表できるものとする。
- (8) 参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (9) 参加表明者、企画提案書提出要請者及び第二次審査要請者、最終結果（最優秀者、次点者）、二次審査結果（事業者名は伏せる・評価点など）、審査講評は、原則として公表する。
- (10) 参加表明書及び企画提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの福島市の了解を得なければならない。
- (11) 公開ヒアリングを実施する場合は、原則としてヒアリング参加者の企画提案書について、写真等による撮影を禁止の上、一般聴講者に開示を行う。

福島市業務改革(BPR)支援業務事業者選定プロポーザル評価基準

審査項目	評価の視点	配点
企画提案内容		
実施方針 (業務理解)	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・意欲的な提案となっているか。	15
企画提案 (企画性)	・提案のあった企画内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。	15
企画提案 (効果性)	・効果的、相乗的な事業展開となっているか。	15
企画提案 (具体性・実現性)	・具体的で、実現性の高い提案となっているか。	15
企画提案 (独創性)	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか。	10
業務遂行能力等		
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制があるか。	10
スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画はあるか。 ・進行管理体制は適切か。	10
業務実績	・本事業と類似の業務の受注実績があるか。	5
業務経費	・業務経費は適正であるか。	5

合計 100